

令和7年度 第4回PFASに関する健康影響対策検討委員会 議事概要

1. 日 時 令和8年2月6日（金） 10：00 ～ 12：00
2. 場 所 沖縄県庁（行政棟） 4階 第2会議室
3. 出席者（委 員）中村委員、池原委員、諸見里委員、金城委員、宮里委員、青木委員
（市民団体）有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会
※市民団体・県民へのヒアリングのみ出席いただいた
（事 務 局）沖縄県保健医療介護部健康長寿課

4. 市民団体・県民へのヒアリング

- 提出したヒアリング用紙は、市民の声として連絡会のメンバーや一般の方達 24人から集めたもので、農業従事者や子育て中の方、弁護士、大学院生、20代から80代までと幅広い。不安に思っていることは「分からないことが不安の原因である」不安軽減に必要なことは「正しい知識や、被害を周知すること、透明化することが不安軽減に必要である」との意見や、行政にはきちんと調査をして対処してほしいという内容となっている。
- 県企業局の水に変わりPFASは軽減されているが、これまで使い続けてきた現実から逃げることもできず、不安を抱えながら暮らしている。PFASの影響が指摘されている状況で、自分たちの体の中で何が起きているのかをきちんと知りたいと思っている母親や町民が多くいる。
- 今まで飲んでいた水は、私たちの体にどんな影響を与えているのかという不安がある。どれぐらい私たちが、今まで飲んだ水や食べ物で、PFASにばく露されているか知る権利がある。血液調査は私たちの健康を守る第一歩で、私たちの不安を軽減するためのものであり、このデータが、エビデンスになり、PFASばく露による健康被害から私たちを守る研究や、治療に繋がっていくものだと思う。子どもたちの未来のため、研究を進めるためにも血液調査を実施していただきたい。
- 市民団体では公民館を活用して区民の方を対象にPFASに関する勉強会を実施したところ、不安を抱えている方から様々な質問を受けた。不安を話せる場として専門家が話を聴く機会があれば、ぜひ窓口を作っていただきたい。

5. 報告事項

- (1) 第1回検討委員会のまとめ
- (2) 第2回検討委員会の追加意見のまとめ
- (3) 第3回検討委員会のまとめ

6. 検討事項

(1) 健康影響への県民の不安に対応するための情報発信等に関する事項

- ①不安軽減のためのリスクコミュニケーションのあり方
- ②具体的な相談体制（協力体制）、マニュアルなどについて

7. 委員からの主な意見

- 専門家は正しい情報を伝えるが、受け取る側がどのように受け取るか、そこが難しく、ギャップが生じてしまう。専門家が一方的に情報提供するのではなく、個々人で必要とする情報は異なるので、丁寧に相手の不安を聞き、ギャップを修正していくことが大事だと思う。
- 不安への対応は情報提供のみでなく、対象者の安心という感情を支える視点からもアプローチが必要。
- 自らの不安をどのように受け止め、対処していくかを考えるうえでは、安心して受け取ることができる情報が身近にあることが重要である。個々人の感情や不安のあり方はさまざまであり、一律の対応では十分とはいえない。県全体として、安心につながる情報や支援を柔軟に届けるためには、医師会等と協力し、医師や地域で相談を受ける立場にある方々へ、科学的知見に基づく分かりやすい情報を共有する仕組みがあることが望ましい。あわせて、現場の担い手に対する研修や情報提供を県が支える体制も必要である。
- 相談体制について、住民により身近な市町村や保健所で対応するとしても、相談窓口で完結できない場合は、医療機関等のつなぐ先が必要。
- 個人の因果関係と、集団的な因果関係、あるいは疫学的、確率的な因果関係は根本的に異なる。研究は基本的に集団的な因果関係を推論し、将来の予防につながるものである。流産や腎障害などは、日常生活における様々なことも原因となりうるため、事後に血中PFAS濃度の結果を以ってPFASが個人にとっての原因と断定することは難しい。
- 現場の医師にも、患者さんの不安や悩みに寄り添いながら、必要に応じて行政や相談窓口につなぐ役割が期待される。そのためには、地域の医師会等と連携し、PFASに関する現時点の科学的知見や相談対応のあり方について情報共有を進め、相談する側にも対応する側にも分かりやすく、頼れる体制を整えていくことが大切である。
- 健康影響が明らかでない状況でのリスクコミュニケーションという視点では、仮に市町村や保健所等に相談窓口を設置した際、相談マニュアル等では対応できな

い時に、その対応について相談できる受け皿を県の中に作ったほうがよい。相談事例の共有など、現場が困らない体制を整える必要がある。

- 相談対応において、専門用語ではなく一般の方が分かりやすい言葉で、「分かっていること／分からないこと」、「できること／できないこと」、「メリット／デメリット」をきちんと開示していくことが非常に重要だと考える。
- リスクコミュニケーションとして、県の対策についても、全体として進んでいる方向性を、積極的かつ県民に分かりやすく寄り添った形で伝えるほうがよい。
- 研究として血液検査を実施する場合、結果によっては被験者の不安が増大する可能性や、治療的誤解が生じる可能性があるため、非常に慎重な対応が求められる。治療的誤解が生じないようインフォームドコンセントを含め、しっかりとした研究方法等の組み立てが必要。そのため、研究として実施することはかなりハードルが高いと思う。
- 不安の中には、物事が進まないことへの苛立ちのようなものもあると感じた。モニタリングや水質調査等のできることから始めることも不安軽減に繋がると思う。
- モニタリングとしての血液検査については、非常に慎重に、丁寧に対応しなければならない。結果が出ても、その原因がはっきりせず、対処法もないなど「分かっていること／分からないこと」等を繰り返し説明し、理解してもらうことが大切。
- 行政主導で、行政が公衆衛生に資するから実施する必要があると判断して行う調査について、まずはモニタリングのようなものを検討すべきだと思う。本格的な研究は、相応しい研究者を含む研究機関に委託してやるべきものだと思う。
- 本来は国が定期的に環境や住民を対象としたモニタリングを行い、ばく露源を調査することが必要と考えるが、例えば、県内の希望者を対象に特定健診などの残余血液を活用してモデル的にモニタリングを行う方法も考えられる。

8. その他

- 今後、当検討委員会のまとめる報告書は、委員が個人として発言した色々な意見をまとめたものであり、委員会としてある一定の結論に至った総意ではないこと、県が今後の対策の方向性を検討する際の資料とする位置付けであることに委員会も県も留意する。